

使用料の見直し（案）

公の施設の名称	大分県立歴史博物館
---------	-----------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

使用料の名称・区分			単位	料金		
				改定前	改定後（案）	改定見込額
常設展観覧料	個人	一般	人/回	310	<u>340</u>	30
		大学生・高校生	人/回	160	<u>170</u>	10
	団体（20人以上）	一般	人/回	210	<u>230</u>	20
		大学生・高校生	人/回	100	<u>110</u>	10
特別展観覧料	個人	一般	人/回	1、100円以内で その都度知事が 別に定める額	1、200円以内で その都度知事が 別に定める額	100
		大学生・高校生	人/回			
	団体（20人以上）	一般	人/回			
		大学生・高校生	人/回			

【備考】

改正前	改正後（案）
1 「大学生・高校生」とは、大学の学生、高等専門学校の学生、高等学校の生徒及びこれらに準ずる者をいう。	1 （同左）
2 小学校及び中学校の児童又は生徒（これらに準ずる者を含む。）が観覧する場合の観覧料は、徴収しない。	2 （同左）
3 県内の高等学校の生徒（これに準ずる者を含む。）並びに県内の小学校、中学校及び高等学校の児童又は生徒（これらに準ずる者を含む。）を引率する者が学校の教育課程に基づく教育活動として観覧する場合の観覧料は、徴収しない。	3 （同左）
4 知事が別に定める障害者等及びその付添人等が観覧する場合の観覧料は、徴収しない。	4 （同左）

(単位：円)

使用料の名称	単位	料金		
		改定前	改定後(案)	改定見込額
講堂使用料	時間	660	720	60

【備考】

改正前	改正後(案)
1 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)並びに学校教育関係団体及び文化財保護団体で大分県教育委員会が定めるものが主催して使用する場合の使用料の額は、上記使用料の額に50/100を乗じた額とする。	1 (同左)
2 冷暖房使用期間中の使用料については、上記使用料の額に、冷房にあつて50/100、暖房にあつては40/100を乗じた額を加算する。	2 (同左)